

# 伊藤委員の提出資料

## 論点整理への意見について

**【論点3の補足論点】**既にデジタル受信機等を保有している「経済弱者」については、どのように考えるべきか。

(意見)

一定の基準により「経済弱者」と判断するものであるから、その経済弱者のごく一部において既に受信機器を保有していたとしても、「経済弱者」として何ら変わらぬ支援を実施すべき（支援策ができる前に本人が工面して負担したもの）。

**【論点5の補足論点】**仮に「アナログ放送の難視世帯」も対象とする場合、セーフティネット終了時までには当該世帯に地上デジタル放送を届けることはできないと想定されるが、どうするのか

**【論点6の補足論点】**仮に「アナログ放送の難視世帯」を衛星セーフティネットの対象にする場合に、「アナログ放送の難視世帯」に対しても、支援は必要か

(意見)

2つの補足論点共に、「全く視聴できていない世帯」と「受信レベルが悪いが、視聴している世帯」への対応を分けて考える必要がある。少なくとも受信機器を購入して「受信レベルが悪いが、視聴している世帯」については、「新たな難視世帯」と同様の対応をすべき。

**【論点8の補足論点】**仮に利用料負担を求めない場合には、維持管理費を負担している辺地共聴施設の利用者とのバランスをどう考えるべきか

(意見)

セーフティネットの対象世帯では、5年後の地上系ネットワークの整備に応じて、一定の継続した負担が発生する可能性が存在する。

また、セーフティネットは暫定措置であることから、条件の悪いところ（辺地共聴施設）にレベルを合わせる必要はないと考える。